

まちづくりの目標	Ⅱ	すべてにやさしい安全なまち
政 策	1	安全に暮らせる社会の実現
施 策	(1)	災害に強いまちづくり

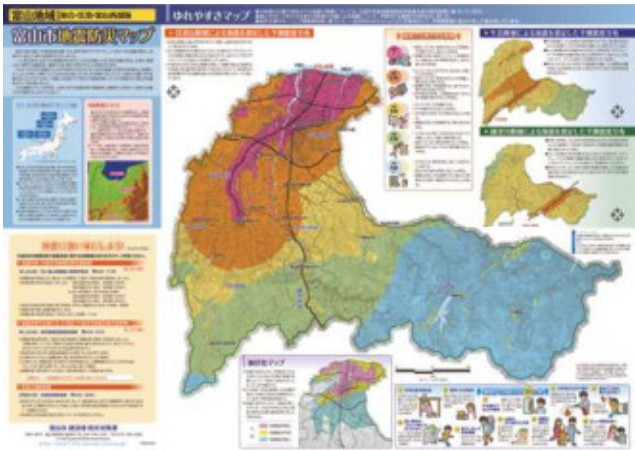
現状と課題

東北地方太平洋沖地震に端を発し、地震、津波、放射能汚染による未曾有の大災害をもたらした東日本大震災を教訓として、地震や津波、原子力災害対策の強化はもとより、これまでの想定を超える大災害に備えたまちづくりが求められています。

このことから、富山市地域防災計画を見直すなど、災害発生時に迅速かつ的確に情報伝達・避難誘導・復旧活動が行える体制を整備するとともに、広域幹線道路の整備や橋梁、水道施設などの公共施設や木造住宅の耐震化など、災害に強いまちづくりが必要となっています。



また、都市化が進展した地区や河川等の沿川低地部などでの

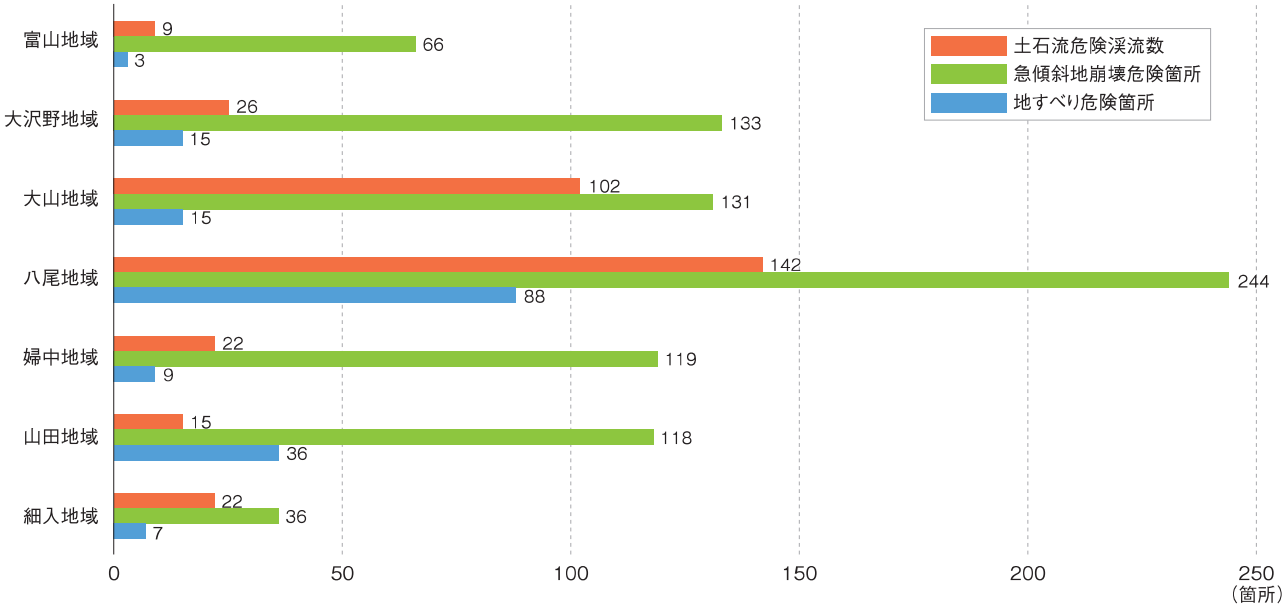


集中豪雨に伴う浸水被害及び急峻な地形や急流河川を有している山間地での土砂災害などの防止対策などの取り組みが必要となっています。

加えて、災害発生時には、住民の避難誘導や負傷者の救出・救護、初期消火など地域ぐるみで行う初期活動が重要な役割を果たすため、市民の防災意識の高揚を図る必要があります。

一方では、防災対策に加え、テロや新型インフルエンザなど多様な危機事象への対応を含めた総合的な危機管理体制の整備が必要となっています。

土砂災害危険箇所数（平成 23 年 4 月 1 日現在）



目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
河川水路整備延長	浸水被害の解消を図るため、整備した河川及び水路延長	富山市浸水対策基本計画に基づき、平成24～28年度の計画箇所を整備することにより、延長の増加を目指す。	10,732m (23年度)	22,300m
大雨に対して安全である地区の面積の割合	市街地で公共下水道（雨水）整備により浸水対策を実施する区域のうち、概ね5年に1度の大雨に対して安全であるよう、既に整備が完了している区域の面積の割合	富山市上下水道事業中長期ビジョンに基づき、整備及び促進を図り年平均0.8～1.4%の増加を目指す。	49.4% (22年度)	55%
住宅の耐震化率	住宅総数（非木造・共同住宅等含む。）のうち、新耐震基準で建築されたものと耐震化工事を行ったものを合わせた数の割合	富山市耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化率85%を目指す。	76% (23年度)	85%
急傾斜地崩壊防止対策済家屋率	急傾斜地崩壊危険箇所における家屋のうち対策済の割合	急傾斜地崩壊危険箇所を整備することにより、土砂災害から危険を回避できる家屋の割合の増加を目指す。	34.7% (23年度)	38%
重要な橋梁の耐震化率	重要な橋梁に占める耐震対策済の橋梁の割合	富山市地域防災計画における緊急通行確保路線に存する橋梁及び直轄河川に架かる橋梁、長大橋、跨線橋、跨道橋の耐震化率の増加を目指す。	74.3% (22年度)	86%
防災行政無線の整備率	防災行政無線（移動系無線及びデジタル式同報系無線）の整備の割合	移動系無線については、中継局が整備される見込みの地域について、整備完了を目標とする。同報系無線については、富山地域での整備完了を目標とする。	50.9% (移動系無線) 26.5% (同報系無線) (23年度)	80% (移動系無線) 32% (同報系無線)
防災拠点機能満足度	富山市民意識調査において、「災害に強いまちづくり」に対して普通以上と回答した市民の割合	地域防災計画の見直しや、備蓄物資等の整備を進めることにより、約10%の増加を目指す。	64% (22年度)	75%
水道管路の耐震化率	管路総延長に占める耐震管延長の割合	富山市上下水道事業中長期ビジョンに基づき、災害に強い水道管路網を整備するため、耐震管延長の増加を目指す。	34.8% (22年度)	43%
自主防災組織の組織率	全世帯に占める自主防災組織加入世帯の割合	実績等に基づき、より一層防災意識の啓発に努め、概ね7割の組織率を目指す。	33.8% (22年度)	70%

後期基本計画（各論）

Ⅱ すべてにやさしい安全なまち

施策の方向

①浸水対策の強化

富山市浸水対策基本計画に基づき、河川や水路の整備、浚渫に努めるとともに公共下水道（雨水）の整備を推進します。

また、河川・水路への雨水流出抑制施設として調整池の整備や学校グラウンド・水田貯留など、総合的な浸水・排水対策を進めます。

さらに、一・二級河川などの基幹河川の整備を関係機関に働きかけます。

②地震対策の強化

重要な橋梁の耐震診断及び橋梁や水道施設をはじめとした公共施設などの耐震化を進めるとともに、建築物の安全確保のための指導の充実など減災対策に努めます。

災害に強いまちづくりを進めるため、木造住宅の耐震改修を支援し、地震に強い家づくりを推進します。

また、東日本大震災を教訓として富山市地域防災計画を見直し、地震など大災害に備えます。

③津波対策の強化

高波や津波等による背後の住宅密集地の安全性を高めるため、漁港海岸の離岸堤や消波堤の整備を推進し、沿岸地域の住民が安心して暮らせるように努めます。

また、富山湾における津波浸水想定と避難場所などを記載した津波浸水予測図を作成し、津波発生時の迅速な避難行動につなげることで被害の軽減を図ります。

④土砂災害の防止

土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危



険箇所における土砂災害対策を進めます。特に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された地域における土砂災害ハザードマップを作成し、警戒避難体制の整備を推進するとともに、土砂災害防止工事の整備促進を関係機関に働きかけます。

⑤災害への対応機能の強化

復旧・復興を支える広域幹線道路の整備や重要な橋梁の耐震診断及び橋梁や水道施設をはじめとした公共施設などの耐震化や無電柱化を進めるとともに、建築物の安全のための指導の充実など減災対策や重要な橋梁の長寿命化に努めます。

また、災害情報を迅速に提供し、的確な避難行動につながるよう防災行政無線や避難標識の整備に努めるとともに、民間の情報配信などを活用し、すばやい対応ができる初動体制を確立します。

さらに、応急給水用資機材の配置や飲料水・食糧等の備蓄、避難生活のための防災用資機材を配備し、災害への備えに万全を期します。

⑥防災意識の啓発

実践的かつ総合的な防災訓練の実施や防災広報などにより、市民の防災意識の高揚に努めます。また、訓練や講習会



などを通じて自主防災組織の結成や災害時要援護者への支援など地域の支援体制づくりを推進します。

⑦危機管理体制の整備

複合的な自然災害や原子力災害、感染症の発生、テロなどに迅速かつ的確に対応するため、各種ハザードマップや危機事象に対応したマニュアル整備、実践的な教育訓練を行うなど、危機管理体制の整備を推進します。

市民に期待する役割

- * 自主防災組織に参加し、防災訓練や講習会等の活動に協力する。
- * 日頃から海岸の状況に注意し、異常時には情報提供に協力する。
- * 災害の発生に備え、災害時の対応の確認や家具の転倒防止策等を行う。
- * 防災物資や生活物資を備蓄する。
- * 災害時等において、救援・救助活動や復旧支援活動に協力する。

- * 木造住宅の耐震改修の必要性を理解する。

- * 自宅や職場の屋内外の危険箇所や周辺の避難場所を確認する。



■ 総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
漁港海岸保全施設整備事業	測量・施設調査	離岸堤の機能強化・延伸 消波ブロックの機能回復
木造住宅耐震改修支援事業	木造住宅の耐震改修費用に対する補助 18件	事業の継続実施
上水道基幹施設の整備	配水施設の整備・更新 配水池の総容量134,897m ³ 地下水源の整備 紫外線処理施設5施設	施設更新事業 配水池新設・増設3施設 計装設備更新11施設 電気・機械設備更新1施設 地下水源の整備 紫外線処理設備14施設（累計19施設）
信頼性の高い上水道導送配水システムの構築	配水幹線の整備済延長21.44km （新設9.14km、更新12.30km）	配水幹線の整備 新設5.50km（累計14.64km） 更新3.50km（累計15.80km） 老朽水道管の整備 老朽管更新72km
公共下水道（雨水）整備による浸水対策	雨水幹線等の整備延長47,242m見込み （貯留池など4箇所） 合流式下水道区域雨水貯留施設設計：一 式（V=20,000m ³ ）	雨水幹線等の整備延長4,873.7m （累計52,115.7m） （貯留池など3箇所：累計7箇所） 合流式下水道区域雨水貯留施設工事：一 式（V=20,000m ³ ）
河川水路整備事業（基幹河川）	河川1,271m	河川1,080m
河川水路整備事業（排水路）	排水路5,731m	排水路2,640m
浸水対策事業（水路）	河川等3,361m	河川等6,410m
浸水対策事業（雨水流出抑制）	雨水流出抑制施設7箇所 水田貯留140ha	雨水流出抑制施設9箇所 水田貯留5箇所
火防水路改良事業	火防水路369m	火防水路1,400m
富山市地域防災計画の見直し	平成18年度に計画策定後毎年見直しを 実施	富山市地域防災計画の見直し（毎年度）
津波浸水予測図の作成		津波浸水予測図作成（24年度）
急傾斜地崩壊防止対策事業	施工地区8地区、法面施工延長480m	施工地区14地区、法面施工延長630m
橋梁保全事業		橋梁長寿命化修繕計画策定（24年度） 橋梁保全工事：神通大橋（下流）外44 橋
防災行政無線の整備	神通川・常願寺川に同報系無線を増設 移動系無線をデジタル方式へ移行	事業の継続実施
防災拠点機能充実強化事業	新避難標識の整備済数110箇所 主食用クラッカー等の備蓄日数1.00日	新避難標識の整備済数111箇所（累計221 箇所） 主食用クラッカー等の備蓄日数1.00日
自主防災組織育成事業	自主防災組織の活動費及び資機材等の購 入に対する補助 33.8%（22年度末自主防災組織結成率）	組織の拡充70%（28年度末自主防災組 織結成率）
無電柱化事業（再掲Ⅲ-1-(3)）	整備延長330m（23年度予定）	整備延長1.0km

後期基本計画（各論）

Ⅱ すべてにやさしい安全なまち

まちづくりの目標	Ⅱ	すべてにやさしい安全なまち
政 策	1	安全に暮らせる社会の実現
施 策	(2)	雪に強いまちづくり

現状と課題

冬期間における快適な市民生活と円滑な経済活動を支えるため、道路除雪などを行うことにより安全な道路交通を確保することが重要となっています。

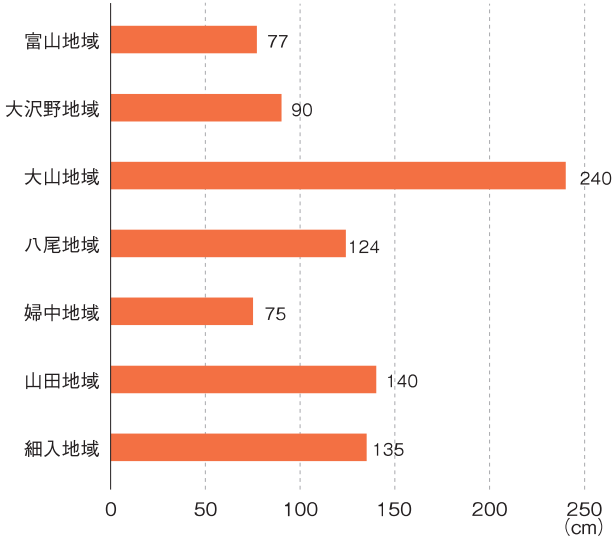
特に山間部の特別豪雪地帯では、大量の降雪・積雪に備えた除排雪体制を整える必要があります。

また、雪処理が困難となっている高齢者世帯などに対する支援や、身近な生活道路・歩道の除雪については、

行政と連携し、地域が自主的に除排雪活動に取り組むことが必要となっています。



地域別最大積雪深の状況（平成 22 年度）



除雪対象路線延長（平成 22 年度） (km)

車 道	歩 道	公園園路等	合 計
1,925.4	198.2	59.1	2,182.7

目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
冬期走行しやすさ割合	市道延長に占める消雪及び除雪対処済の市道の割合	年間 5 km 増加することにより、割合の維持を目指す。	81.6% (22年度)	現状維持

施策の方向

① 除排雪体制の強化

市街地から特別豪雪地帯まで、それぞれの地域における降・積雪の状況に対応できる除雪体制を整備するとともに、県との連携除雪の強化や地区内の除雪堆雪場所の

確保により、除雪作業の効率的な展開を図ります。

また、市民が主体となって行う「地域主導型除雪」の体制を促進し、市民と行政が協働して除排雪活動を展開することにより、安全に通行できる身近な生活道路・歩

道の確保に努めます。

さらに、路面凍結時の事故を防止するため、路面凍結対策を強化します。

②道路の消雪施設の整備

交通量の多いバス路線などに消雪装置を整備することにより、積雪期の交通渋滞の解消を図ります。

また、地域が主体となって行う消雪装置の整備を支援します。

③地域ぐるみの除排雪活動への支援

希望する地区への除排雪機械の貸与や除排雪機械購入費の支援などにより、地域ぐるみで取り組む除排雪活動を促進します。

また、屋根雪下ろしなどが困難となっている高齢者世

帯などを支援する体制を整備し、当該世帯の雪害防止に努めます。



■市民に期待する役割

* 地域ぐるみで、雪処理が困難な高齢者や障害者などを支援する。

* 地域の歩道や生活道路の除雪に自主的に取り組む。

■総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
消雪対策事業	消雪装置設置延長 （市管理及び町内管理）567.6km	消雪装置設置延長 25kmの増（累計592.6km）



まちづくりの目標	Ⅱ	すべてにやさしい安全なまち
政 策	1	安全に暮らせる社会の実現
施 策	(3)	消防・救急体制の整備

現状と課題

多様な災害や地震等大規模災害に迅速かつ的確に対応するため、消防車両や装備等の充実に加え、旧耐震基準で建設された常備消防拠点の改築などにより、常備消防力を強化する必要があります。

また、地域に密着した活動を行う消防団においては、若手団員の確保や施設の整備、装備の充実ににより、地域防災力の向上が必要となっています。

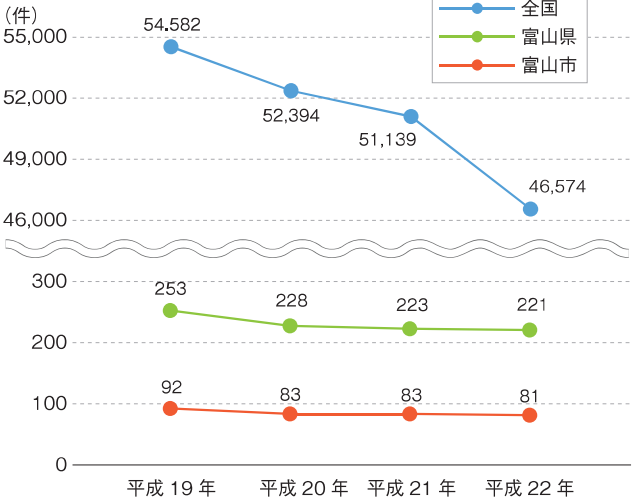
一方、超高齢社会の進展とともに、住宅火災による人的被害の拡大が懸念されることから、火災予防の啓発を

進める必要があります。

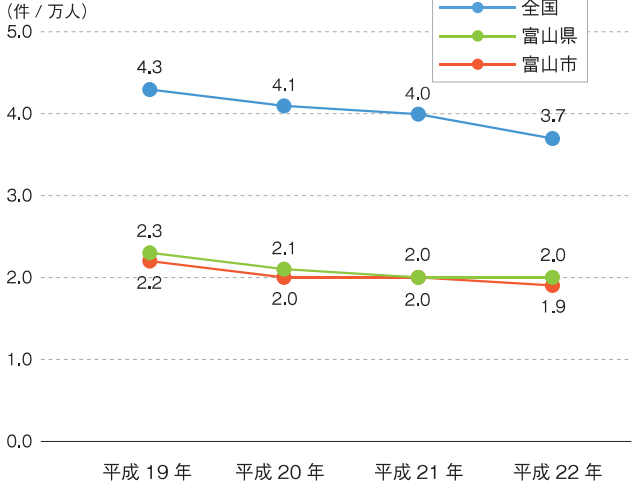
救急業務については、救命効果を高めるため、引き続き救急救命士を養成するとともに、多くの市民が適切な応急手当を行えるよう普及啓発活動が必要となっています。

また、増加する救急件数により、救急隊の現場到着時間が伸びていることから、救急車の適正利用を啓発する必要があります。

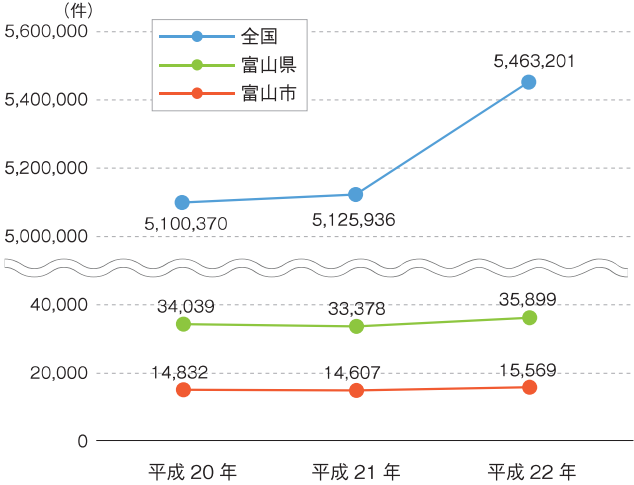
出火件数の推移



出火率の推移



救急出動件数の推移



目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
救急救命士の養成率	救急車16台の運用を充足する救急救命士数80人に対する救急救命士の養成者数の割合	退職者等を勘案しながら毎年度2人を養成することにより、救急救命士80人の確保・維持を目指す。	93% 74人 (22年度)	100% 80人
消防庁舎の耐震化率	全消防庁舎に占める耐震対策済の消防庁舎の割合	消防庁舎17箇所のうち、旧耐震基準で建設された消防庁舎6箇所について、改築・移転建設などにより耐震化を目指す。	64% 11箇所 (22年度)	82% 14箇所
救急隊の現場到着時間	119番通報から救急隊が現場に到着するまでに要した総出動件数の平均時間	救急件数の増加により現場到着時間が延びつつあることから、救急・救命講習などで救急車の適正利用を啓発し、現状の現場到着時間の維持を目指す。	6分30秒 (合併後、6年間平均)	6分30秒
年間出火率	人口1万人当たりの年間出火件数	火災予防広報活動等の強化を図り、出火率の減少を目指す。	2.1件/万人 (合併後、6年間平均)	2.0件/万人

後期基本計画(各論)

Ⅱ すべてにやさしい安全なまち

施策の方向

①多様な災害や事故への対応能力の強化

震災時の大規模火災及び活動対策として、耐震性貯水槽や災害対応車両を増強整備するとともに常備消防と消防団との連携を充実強化し、さらなる消防力の向上を図ります。

さらに、救急救命士の確保を図り、高度な救命処置による救命効果の向上を図ります。

また、アナログ方式での消防救急無線については、使用期限内にデジタル方式へ移行します。

②地域における消防拠点の整備と機能強化

旧耐震基準で建設された常備消防拠点については、計



画的に整備を進めます。

また、消防団については、若手団員を確保し、消防分団の施設や装備を充実させることにより、地域における消防力の強化を図ります。

③応急手当の普及・救急車の適正利用の啓発

応急手当指導員を中心とした救急・救命講習体制を確立し、応急手当の普及啓発を推進します。また、救急講習などの機会を捉え、救急車の適正利用を啓発します。

④市民の防火意識の高揚

防火座談会(出前講座)等の広報活動を積極的に展開するとともに、消防団や町内会等との連携をとりながら、住宅用火災警報器の普及率の向上を図り防火意識の高揚に努めます。



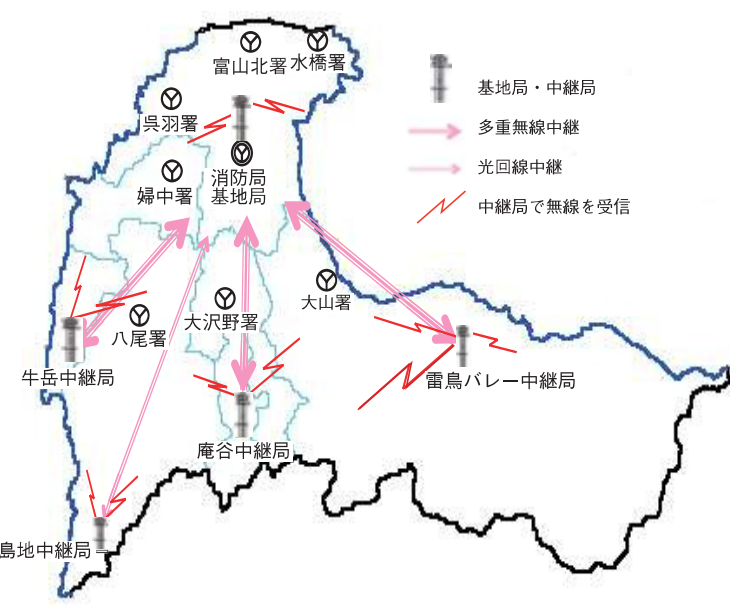
市民に期待する役割

- * 消防訓練や各種講習会に参加し、防火意識を高めるとともに、初期消火や応急手当の技術を習得する。
- * 救急車の適正利用を心掛ける。
- * 消防団活動の重要性を認識し、活動に協力する。
- * 住宅用火災警報器を設置する。

総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
消防救急無線デジタル化事業		無線設備設計・整備
災害対応車両等の増強整備		支援車、災害対応車両、はしご付消防ポンプ車の増強整備
救急救命士の養成	救急救命士76人	救急救命士4人の増（累計80人）
消防署等常備消防拠点整備事業		移転改築1棟、改築3棟
消防分団器具置場改築事業		15箇所

消防救急デジタル無線の基地局と中継局候補地



まちづくりの目標	Ⅱ	すべてにやさしい安全なまち
政 策	1	安全に暮らせる社会の実現
施 策	(4)	交通安全対策の充実

現状と課題

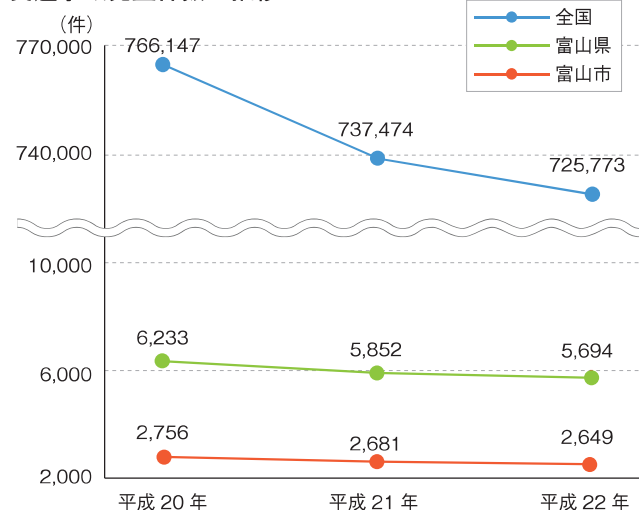
本市で発生している交通事故は、減少していますが、それでも年間2,700件前後の交通事故が発生しており、そのうち子どもが関係する事故が約100件、高齢者が関係する事故が700件前後と約30%を占めているため、交通弱者である子どもや高齢者の事故防止に向けた啓発活動や歩行者と自動車が共存できる安全な道路環境づくりが必要となっています。

市内の自転車事故件数は減少しているものの、都心地

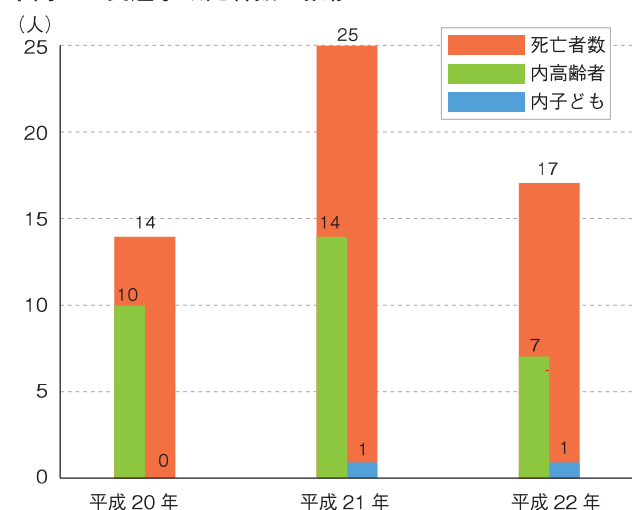
域では、依然として自転車事故が多発しています。また、主要な駅周辺では自転車の違法駐輪が増加しているため、自転車利用者へのマナーの啓発と自転車利用環境の向上が必要となっています。

さらに、家庭、学校、企業、地域、行政が一体となった交通安全活動を展開し、市民一人ひとりが交通安全を意識し、実践することが重要となっています。

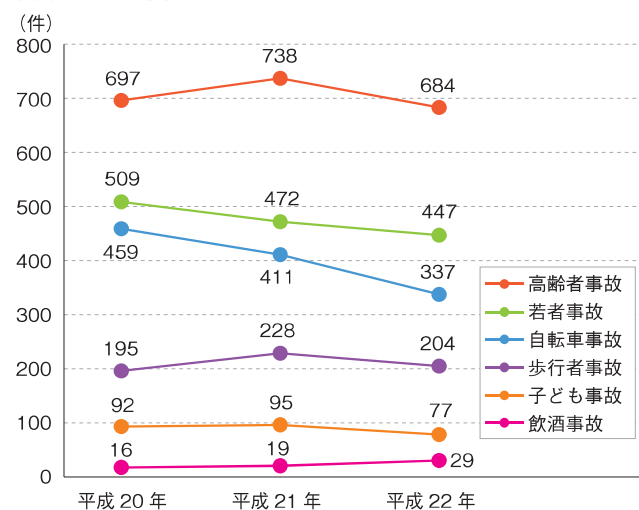
交通事故発生件数の推移



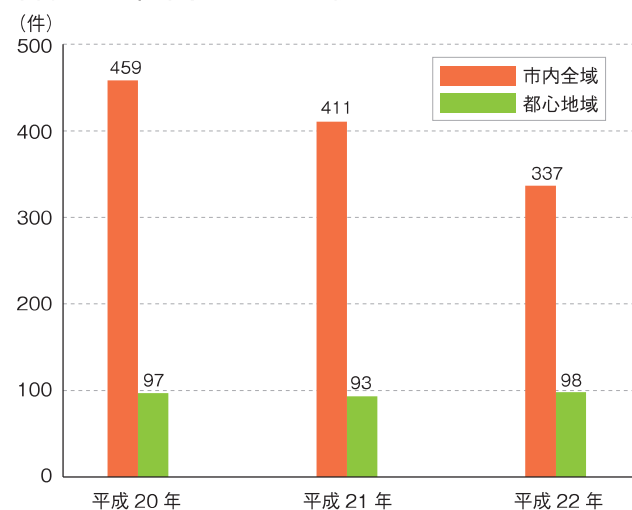
市内での交通事故死者数の推移



市内での特定事故件数



市内での自転車事故件数の推移



目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
市内の交通事故件数	年間の交通事故件数	交通安全意識の啓発に努め、毎年前年比2%の減少を目指す。	2,649件 (22年)	2,340件

施策の方向

①交通安全施設の整備

各地区の交通安全環境を日常的に点検し、道路反射鏡や安全柵などの交通安全施設の整備に努めます。

②子どもや高齢者の交通事故防止

子どもや高齢者の交通事故を防止するため、日頃の行動パターンや年齢、それぞれの地域における交通安全環境などの特性を考慮したきめ細かい交通安全指導・啓発を推進します。

また、高齢者運転免許自主返納支援事業の継続実施により、高齢ドライバーによる事故防止を推進します。

③安全で快適な歩行空間の確保

全ての人々が、安心して通行できる快適な歩行者空間を確保するため、新たな歩道の整備を進めるとともに、既存歩道の改修や、街路樹による舗装の持ち上げ段差を解

消する歩道のリフレッシュ工事等に加え、危険箇所における歩行者保護のための安全柵などの設置や無電柱化を推進します。

④自転車利用者の快適性と安全の確保

富山市自転車利用環境整備計画により、自転車の「はしる・とめる・いかす・まもる」を4本柱として、路面表示による走行位置の明確化などの自転車走行空間整備や、放置自転車を防止するための駐輪環境整備を行うほか、自転車の利用促進やルール遵守・マナー向上に努めます。

⑤地域に根ざした交通安全活動の促進

警察署管内ごとに置かれている交通安全協会をはじめ、交通安全母の会、交通指導員連絡協議会などが行う地域に根ざした交通安全活動を促進し、交通安全意識の向上と交通事故防止に努めます。



市民に期待する役割

- * 夜間外出時は、明るい服装や反射材の活用を心がける。
- * シートベルト、チャイルドシートを正しく着用する。
- * 交通ルールを守る。
- * 自転車のルール遵守やマナーの向上に努める。

- * 日常生活において、積極的な自転車利用に努める。
- * 地域での交通安全活動に参加する。
- * 事業者は、交通安全講習会等を実施し、交通安全を徹底する。

■総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
子ども及び高齢者交通安全対策事業	交通安全教室 高齢者運転免許自主返納支援事業	事業の継続実施
自転車利用環境整備事業	自転車走行空間整備	基本的な路線の整備、駐輪場整備 自転車利用促進啓発事業 ネットワークの充実を図る路線の整備
交通安全施設設置事業（反射鏡、防護柵）	反射鏡57基、防護柵610m（23年度予定）	反射鏡300基の増、防護柵3.0kmの増
歩道整備事業	整備延長700m（23年度予定）	整備延長1.7km
無電柱化事業（再掲Ⅱ-1-(3)）	整備延長330m（23年度予定）	整備延長1.0km
歩道のリフレッシュ事業	歩道のリフレッシュ整備済11.6km	歩道のリフレッシュ整備3.7km



まちづくりの目標	Ⅱ	すべてにやさしい安全なまち
政 策	1	安全に暮らせる社会の実現
施 策	(5)	防犯・防災体制の充実

現状と課題

刑法犯の認知件数は減少傾向にあります。全国では子どもや女性が被害者となる事件が後を絶たず、市内においても当被害の前兆と見られる声掛け等が発生しています。

また、家屋や車、自転車の無施錠が原因となった犯罪被害の割合は全国平均を大きく上回っています。

このことから、防犯の意識啓発や地域の防犯環境向上を図るため、自主防犯組織の育成支援が必要となっています。

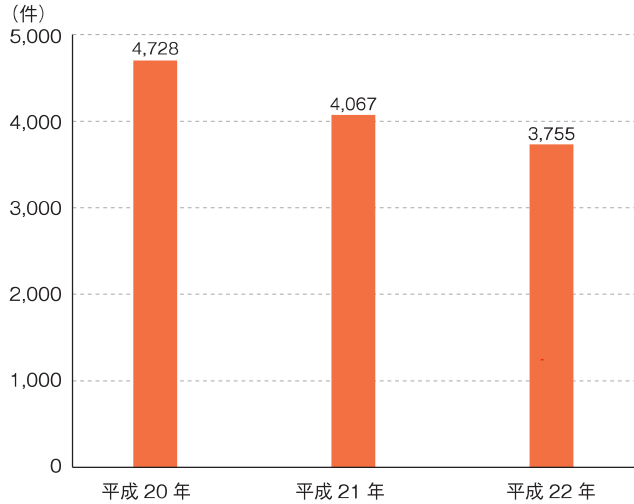
さらに、夜間に安全に歩行できる空間を確保するため、防犯灯の整備をする必要があります。

また、災害発生時には、住民の避難誘導や負傷者の救出・救護、初期消火など、地域ぐるみで行う初期活動が重要な役割を果たします。

このため、日頃からの備えや災害等に対する心構えを整えるなど、市民の防災意識の高揚を図る必要があります。



市内での年間犯罪件数の推移



目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
市内の犯罪認知件数	年間の犯罪認知件数	犯罪認知件数の減少に向け、さらなる防犯意識の啓発などにより、平成22年犯罪認知件数（3,755件）の約17%減を目指す。	3,755件 (22年)	3,130件
自主防災組織の組織率 (再掲Ⅱ-1-(1))	全世帯に占める自主防災組織 加入世帯の割合	実績等に基づき、より一層防 災意識の啓発に努め、概ね7 割の組織率を目指す。	33.8% (22年度)	70%

■施策の方向

①地域の防犯活動への支援

平成23年7月施行の富山市安全で安心なまちづくり推進条例の趣旨を踏まえ、警察署管内ごとに置かれている防犯協会の支援に努めるとともに、地域で活動する自主防犯組織育成のため、防犯活動に必要な知識習得や、組織間の情報交換のための研修会を実施します。

また、地区センターに安全担当職員を配置し、地区内の巡回や各種団体との連携を図りながら、安全で安心な地域づくりを推進します。

②夜間の防犯環境の向上

夜間の住宅地における防犯環境の向上を図るため、防犯灯の設置を推進するとともに、夜間の公園の安全性・健全性を確保するため照明灯の設置に努めます。

③防犯意識の啓発

平成23年7月施行の富山市安全で安心なまちづくり推

進条例の趣旨を踏まえ、市広報やホームページを活用し、自主防犯組織の活動内容紹介や、施錠徹底等の防犯情報を発信するなど、防犯意識の啓発に努めます。

また、犯罪が起こりにくい清潔で健全な生活環境を確保するため、地域が行う清掃美化活動や落書き消し活動の支援に努めるとともに違法看板などの撤去によるまちの環境美化に努めます。

④地域の防災活動への支援

実践的かつ総合的な防災訓練の実施や防災広報などにより、市民の防災意識の高揚に努めます。

また、災害などの発生時には、地域が自主的にすばやく避難行動や災害時要援護者への支援などが行えるよう、自主防災組織の結成や地域の支援体制づくりを推進するとともに、訓練や講習会などを通じて自主防災組織の育成・支援に努めます。

■市民に期待する役割

- * 地域の自主防犯活動に参加する。
- * 地域の子どもの安全確保に努める。
- * 地域の環境美化活動に協力する。
- * 空き家や空き地の所有者は、犯罪防止のため、施錠や

雑草を除去するなど適正に管理する。

- * 自主防災組織に参加し、防災訓練や講習会等の活動に協力する。

■総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
サンライト事業（防犯灯設置事業）	49,109灯設置	2,000灯設置（累計51,109灯）
自主防災組織育成事業（再掲Ⅱ-1-(1)）	自主防災組織の活動費及び資機材等の購入に対する補助 33.8%（22年度末自主防災組織結成率）	組織の拡充70%（28年度末自主防災組織結成率）

まちづくりの目標	Ⅱ	すべてにやさしい安全なまち
政 策	2	人と自然にやさしい安全・安心なまちづくり
施 策	(1)	安全で快適なまちづくり

現状と課題

大気や水質等生活環境の状況については、全般的に良好な水準を維持していますが、一部の測定項目が環境基準に不適合となっていることから、今後も引き続き監視を行う必要があります。

また、事業所における有害物質などによる環境汚染を防止するため、指導の強化が必要となっています。

さらに、食中毒や感染症の発生防止や、被害の拡大防止のため、市民への注意喚起に加え、事業所等の監視指導や検査体制を充実・強化し、市民が安全で健康に暮らすことができる生活環境を維持する必要があります。

身近な公園については、公園施設の安全確認や、夜間の防犯対策などが必要となっており、空き地については、雑草の除去などの管理面での苦情への対応が必要となっています。



地下水については、採取量が増加傾向にあることから、適正な利用やその涵養について啓発を図る必要があります。

環境基準の達成度一覧（平成22年度）

(箇所、%)

区分	測定数	環境基準	
		達成数	達成率
大気汚染	31	25	80.6
水質汚濁	8	8	100.0
地下水	20	20	100.0
騒音	29	22	75.9
ダイオキシン類 ^{※1}	27	25	92.6
計	115	100	87.0

※1 ダイオキシン類 非常に強い毒性をもつ有機塩素化合物

事業所立入検査違反率（平成22年度）

(箇所、%)

区分	測定数	違反数	違反率
大気汚染	39	0	0.0
水質汚濁	223	15	6.7
騒音	37	6	16.2
振動	15	0	0.0
悪臭	33	0	0.0
ダイオキシン類	9	0	0.0
計	356	21	5.9

目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
環境基準の達成率	調査した測定数のうち、環境基準を達成した割合 (大気汚染等の区分ごとの環境基準達成数/全調査数×100)	事業所等の公害防止対策に努め、環境基準の達成率の向上を目指す。	87% (22年度)	93%

施策の方向

①大気などの監視活動の強化

大気汚染や水質汚濁、ダイオキシン類、騒音などの環境基準の適合状況を把握するため、今後も引き続き監視

活動の強化に努めます。

また、揮発性有機化合物や難分解性有害化学物質などの新たな物質による大気汚染等の防止に努めます。

さらに、化学物質排出把握管理促進法に基づき、有害化学物質の排出や移動状況を把握し、その状況について市民への周知に努めます。

②事業所等への指導の強化

大気汚染防止法や水質汚濁防止法などに基づく事業所への立ち入り調査・指導を強化することにより、事業者の環境保全に関する意識の向上と排出基準違反や事故、土壌汚染の防止に向けた指導の強化に努めます。

③食品衛生・環境衛生対策の強化

食中毒等による健康被害を予防するための啓発活動を強化することに加え、食品営業施設や公衆浴場などの生活衛生施設の監視指導の充実を図ります。それとともに、今後も引き続き検査体制を強化し、多様な検査に対応できるよう分析機器などの整備を進めます。

④身近な公園の安全確保

遊具をはじめとした公園施設の状況を把握するため、

公園愛護会の活動を促進するとともに、照明灯や手洗用水栓等を整備し、防犯面と衛生面での安全確保に努めます。

⑤空き地の適正な維持管理の指導

雑草の繁茂など、管理が不十分な空き地の所有者や管理者に対して、雑草の除去などの適正管理について引き続き指導に努めます。

⑥地下水の適正利用

地下水の水位の観測や水質検査により地下水の実態の把握に努めます。

また、地下水の涵養を図るとともに、地下水利用者に富山地域地下水利用対策協議会への加入を促進し、地下水の適切で合理的な利用を推進するなど、市民や事業所への節水意識の啓発に努めます。

市民に期待する役割

- * 身近な公園の施設などを点検し不備があった場合は市に連絡する。
- * 空き地の所有者は、生活環境の保全のため、雑草を除去するなど適正に管理する。

- * 食肉の生食の危険性を理解するなど食中毒予防に努める。
- * 水資源の保全のため、節水を心がける。

総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
保健所試験検査機能強化事業	20年12月検査棟竣工 21年4月環境部検査部門と保健所検査部門の統合・集約化を実施	食品、水質及び微生物検査に必要な機器の整備



まちづくりの目標	Ⅱ	すべてにやさしい安全なまち
政 策	2	人と自然にやさしい安全・安心なまちづくり
施 策	(2)	安全・安心な消費生活の推進

現状と課題

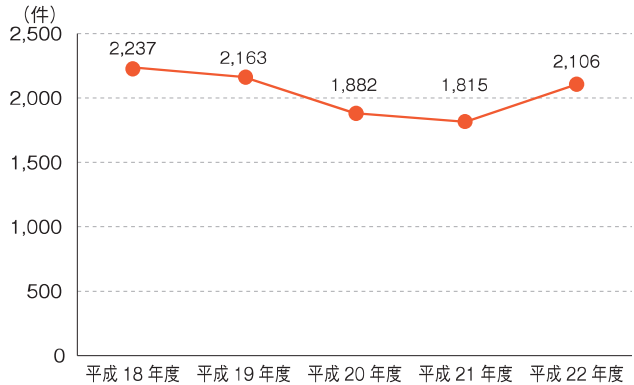
消費生活に関する相談は、架空請求がほぼ沈静化しましたが、悪質商法の手口は、ますます複雑・巧妙化し、携帯電話やパソコンの普及に伴いネット上のトラブルも増えており、解決に時間がかかるようになっていきます。

このことから、悪質商法の新たな手口の情報をいち早く把握し、啓発活動を行い、被害の未然防止・早期発見に努めるとともに、解決を図るための体制の維持と消費生活相談員の資質の向上を図るなど、消費生活相談機能の強化が必要です。

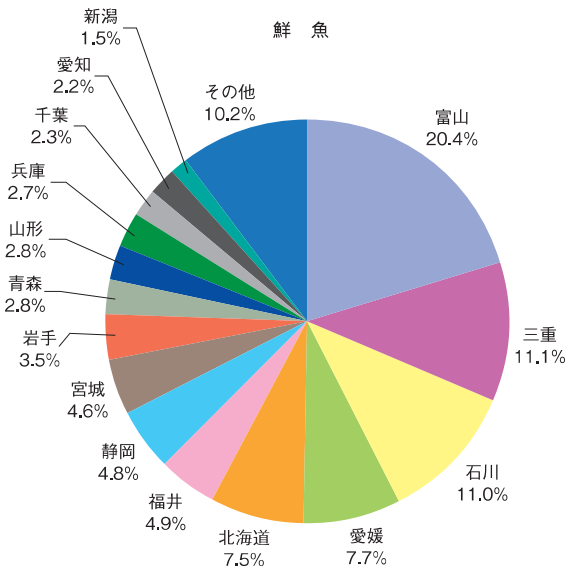
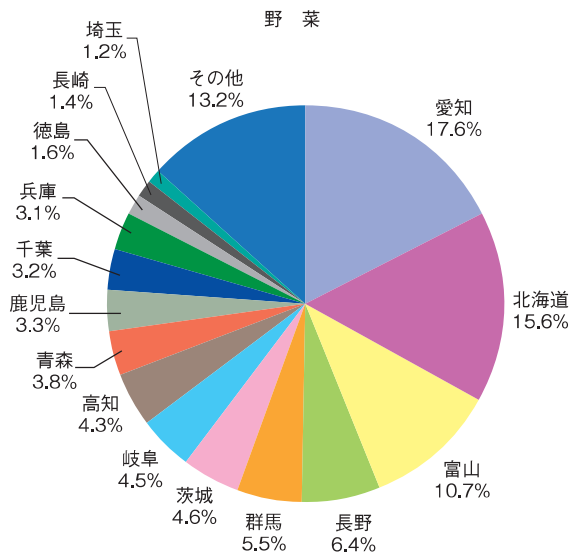
消費者の食品への安全・安心の関心が高まる中、健全な食生活を身につける食育の推進や、地場産の良質で新鮮な農林水産物などの消費拡大を図るため地産地消の推進が一層求められています。

平成23年4月に地方卸売市場に転換した富山市公設地方卸売市場は、取引規制の緩和などにより、市場の活性化が進められています。また、消費者の食の安全・安心への要求に対応するため、施設の耐震化・老朽化対策など卸売市場施設の再編整備が必要となっています。

消費生活相談件数の推移



公設地方卸売市場の取扱状況（平成22年の産地別取扱数量割合）



目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
消費生活相談解決率	相談総数のうち、助言等により解決した割合	相談内容が複雑化する中、現状の相談解決率の維持を目指す。	99% (22年度)	現状維持
青果部・水産物部取扱金額	地方卸売市場で取り扱う青果物・水産物の年間金額	取扱高が減少傾向にある中、施設整備を図ることなどにより、現状維持を目指す。	24,797百万円 (22年度)	25,000百万円

施策の方向

①消費生活の情報提供の充実

消費生活講座などによる啓発活動により、新たな手口による悪質商法の情報などの迅速な提供に努め、被害の防止と消費者の自立を支援します。

高齢者に対しては、地域包括支援センターや民生委員と連携し、高齢者の被害防止と被害の早期発見を目的として、研修を実施します。

また、消費生活センターにおいても、研修を充実し、消費生活相談員の資質の向上を図り、多様化・複雑化する消費者トラブルの解決に努めます。

②食育や地産地消の推進

健全な食生活を実践する生活習慣を育むため、食育に関係機関と一体となって取り組むとともに、地元の良質で新鮮な農林水産物を学校給食に活用し、さらには富山とれたてネットワーク（地場もん屋）での供給拡大を図

ることなどにより、地産地消を推進します。

③食の安定供給

安全・安心な食料品等の安定供給を図るため、卸売市場施設の計画的な再編整備を進めます。



市民に期待する役割

- * 消費生活講座に積極的に参加することにより消費者としての判断力を高めるとともに、消費者トラブルの情報提供に努める。
- * 地場産の食材の消費拡大に努める。
- * 鮮度、消費期限を確認し、安全・安心な食料品の購入

に努める。

- * 持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫で保存することや、食肉の生食の危険性を理解すること等、家庭での食中毒予防に努める。

総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
卸売市場施設整備事業	施設整備基本計画策定	施設の耐震化・老朽化対策 卸売場の低温化施設の整備

まちづくりの目標	Ⅱ	すべてにやさしい安全なまち
政 策	2	人と自然にやさしい安全・安心なまちづくり
施 策	(3)	快適な生活環境づくり

現状と課題

本市の水道水のおいしさは高い評価を受けており、この良質な水道水の安定供給を堅持するためには、老朽施設の更新や水質不安の解消などが必要です。

しかしながら近年は、節水意識の高まりや少子・超高齢社会の進行等により、大幅な水需要の増は見込めない状況にあることから、施設整備においては、整備規模、機能を十分に考慮し、計画的に進めていく必要があります。

下水道については、平成22年度末の汚水処理人口普及率は98.3%と整備が進んでいますが、依然、約7千人の方が未整備の状況となっていることから、引き続き整備を推進するとともに、老朽化施設が今後、ますます増えることから、汚水処理施設の安全、安定、かつ持続的な



運用を図りながら衛生的な生活環境を維持・確保する必要があります。

また、浄化槽汚泥処理施設については、発生量を見極めながら、施設の基幹改良、改築更新、又は廃止などの検討を行う必要があります。

地域の生活環境の状況では、農業従事者の高齢化や減少が進み、農業用水路の維持管理が難しくなっている一方、水路改修の要望が寄せられており対応が必要となっています。

中心市街地では、カラスに関する苦情や、悪質な落書きも後を絶たないことから継続的な対応が必要となっています。

一方では、動物飼育者の責任感の欠如による市民の生活環境の悪化が懸念されており、飼育者の責任意識の啓発が求められています。

斎場・墓地については、引き続き良好な環境整備に努める必要があります。



汚水処理人口普及率（平成22年度末）

（人、％）

地 域 区 分	人 口	下水道処理 区域の人口	その他の汚水処理施設					合 計	汚水処理人口 普及率
			うち、下水道の 利用人口	下水道の 利用割合	農業林業集落排 水処理人口	地域し尿 人口	合併処理浄化槽 人口		
富山	318,641	292,202	276,930	94.8	12,102	3,367	6,418	314,089	98.6
大沢野	22,706	17,745	16,759	94.4	1,247	—	2,389	21,381	94.2
大山	10,915	7,554	7,088	93.8	2,987	—	72	10,613	97.2
八尾	21,325	17,853	13,626	76.3	2,525	—	518	20,896	98.0
婦中	40,164	32,576	25,362	77.9	1,451	—	5,670	39,697	98.8
山田	1,713	1,125	1,088	96.7	508	—	80	1,713	100.0
細入	1,582	1,300	1,098	84.5	274	—	3	1,577	99.7
計	417,046	370,355	341,951	92.3	21,094	3,367	15,150	409,966	98.3

目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
下水道を利用している人口の割合	下水道で汚水を処理している区域において、実際に下水道を利用している人口の割合	富山市上下水道事業中長期ビジョンに基づき整備及び促進を図り、年平均0.3～0.5%の増加を目指す。	92.3% (22年度)	94%
ふるさと富山美化大作戦参加者数	市町村合併記念事業として実施し、継続開催しているふるさと富山美化大作戦への参加者数	清潔で健全な生活環境を確保するため、毎年前年度比0.5%の参加者数の増加を目指す。	68,000人 (22年度)	70,000人

施策の方向

①上水道の整備

・基幹施設の整備

老朽化した基幹施設を整備（更新）することにより、地震等の災害に強い施設とするとともに、安全でおいしい水の安定供給を図るため高度浄水処理（紫外線）設備を整備します。

・信頼性の高い導送配水システムの構築

主要配水幹線の新設及び布設替えや、老朽水道管の計画的な更新に一層取り組むことにより、地震等の災害に強い導送配水システムを構築するとともに、安全でおいしい水の安定供給を図ります。

②污水处理施設の整備

下水道、農村下水道、合併浄化槽などのさまざまな整備手法により、効率的・効果的に污水处理を実施します。特に未整備地区が残っている富山、婦中地域の下水道事業の促進に努めます。

また、老朽化している汚水・污泥処理施設について将来計画を踏まえ効率的、効果的、かつ持続的となるような施設の改築・更新を引き続き計画的に進め機能の向上を図ります。

③地域の環境美化

清潔で健全な生活環境を確保するため、市内一斉に美化活動を行うふるさと富山美化大作戦を継続するとともに、地域が主体となった清掃活動や落書き消し活動の支援に努め、まちの環境美化を推進します。

地域の生活環境を改善するため排水路の整備や改修を推進するとともに、通年通水を行うなど農業用水路が持つ多面的機能を利用し快適な居住環境の保全に努めます。

カラス対策については、駆除も含めた効果的な対策を引き続き推進します。

④動物愛護の推進

動物の愛護及び管理に関する法律の周知により、動物飼育者の責任意識の高揚と動物愛護思想の啓発に努めます。

⑤墓地・斎場の環境整備

既存墓地の適正管理に努めるとともに、新たな墓地需要に対して区画の再提供を行う等、適切に対応します。

また、富山市斎場、北部斎場については、火葬業務の民間委託を進めるとともに、建物の耐震化や火葬炉等の大規模改修を行いながら施設の延命化を図り、今後、改築を含めた斎場のあり方について検討します。



市民に期待する役割

- * 下水道が整備された場合は、早期に下水道へ接続する。
- * 地域で一斉に行う美化活動に参加するほか、家庭単位でも美化活動を実践する。
- * 水辺空間の環境保持を図るため、農業用水路の維持管

理に協力する。

- * ペット飼育者は、飼育者としての責任を認識し、飼育マナーを遵守する。

総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
農業集落排水事業	54地区整備	1 地区整備（累計55地区）
農業環境対策事業	整備延長71.3km	2.5km（整備延長73.8km）
上水道基幹施設の整備 （再掲Ⅱ-1-(1)）	配水施設の整備・更新 配水池の総容量134,897㎡ 地下水源の整備 紫外線処理施設 5 施設	施設更新事業 配水池新設・増設 3 施設 計装設備更新11施設 電気・機械設備更新 1 施設 地下水源の整備 紫外線処理設備14施設（累計19施設）
信頼性の高い上水道導送配水システムの構築 （再掲Ⅱ-1-(1)）	配水幹線の整備済延長21.44km （新設9.14km、更新12.30km）	配水幹線の整備 新設5.50km（累計14.64km） 更新3.50km（累計15.80km） 老朽水道管の整備 老朽管更新72km
公共下水道（污水）整備及び改築更新と普及の促進	整備区域面積9,329.51ha（累計） 処理場の長寿化計画（更新計画） 策定1処理場	整備区域面積118.22ha （累計9,447.73ha） 処理場の長寿化計画（更新計画） 策定・工事着手 4 処理場

後期基本計画（各論）

Ⅱ すべてにやさしい安全なまち



まちづくりの目標	Ⅱ	すべてにやさしい安全なまち
政 策	3	地球にやさしい環境づくり
施 策	(1)	循環型まちづくりの基盤整備

現状と課題

平成22年度の一般廃棄物の総排出量は約163,300tで、平成17年度と比較して18,100t（10%）減少しました。その内訳は、生活系廃棄物が約114,500tで、平成17年度比で9.4%の減、事業系廃棄物が約48,700tで11.4%の減となっています。

また、空きびんや空き缶、古紙などの生活系資源物回収量は約25,900tで平成17年度と比較して2,800t（9.9%）減少しており、排出抑制と分別排出の徹底を推進してきた結果、ここ数年、ごみ・資源物とも減少傾向にあります。

平成21年度の産業廃棄物発生量は約1,484,000tで、一般廃棄物の約8.9倍となっています。その処理状況は、中

間処理により809,000tが減量され、617,000tがリサイクルされた結果、減量化・資源化利用率は96.1%となっており、残りの58,000tが埋立て処分されています。

今後とも廃棄物の排出抑制、減量化、循環的利用及び適正処理の推進により天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会を形成する必要があります。

また、エコタウン産業団地内の各事業所において、製造されたりサイクル製品を各事業所間で有効利用する方策や、発生する電気エネルギーと熱エネルギーをエコタウン内外の事業所に提供するようなシステムの構築を研究します。

一般廃棄物排出量の推移

(人、t、%)

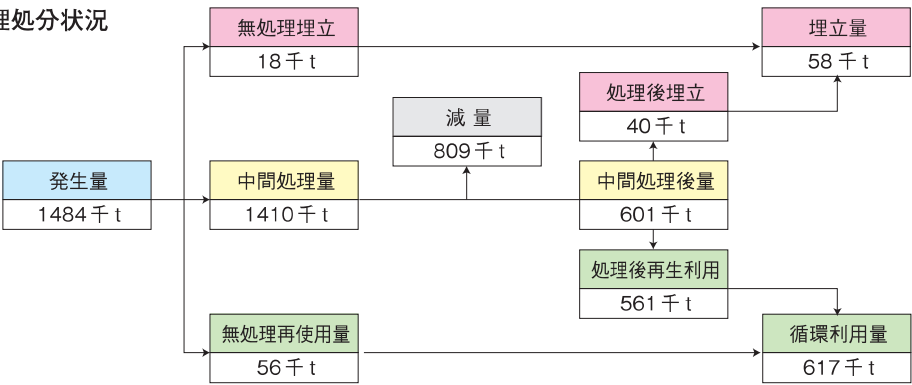
年 度	人口 (年度末 住民基本台 帳人口)	生活系						事業系				総 計	
		可燃物	不燃物	資源物	埋立等	合 計		可燃物	資源物	合 計		排出量	前年度 比率
		排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	前年度 比率	排出量	排出量	排出量	前年度 比率		
17	417,247	86,987	9,531	28,724	1,115	126,357	98.8	47,539	7,859	55,398	—	181,754	—
18	417,024	86,812	9,714	29,441	684	126,651	100.2	46,760	8,016	54,775	98.9	181,427	99.8
19	417,282	85,470	8,199	29,104	578	123,351	97.4	46,672	8,036	54,708	99.9	178,058	98.1
20	417,308	84,566	6,992	27,672	590	119,820	97.1	44,353	8,632	52,985	96.9	172,805	97.0
21	417,322	82,519	6,462	26,434	461	115,876	96.7	40,887	9,525	50,412	95.1	166,288	96.2
22	417,046	82,034	6,200	25,888	401	114,523	98.8	39,467	9,274	48,741	96.7	163,265	98.2

生活系資源物回収量の推移

(t)

年 度	空き ビン	空き缶	ペット ボトル	プラス チック製 容器包装	紙製容 器包装	古 紙	古 布	生ごみ	側溝 汚泥	可燃ご みリサ イクル	廃食 用油	小型 廃家電	集団 回収	合 計	
														回収量	前年度 比率 (%)
17	2,840	1,259	714	3,131	845	7,951	0	—	—	—	—	—	11,983	28,724	—
18	2,807	1,210	724	3,284	868	7,693	26	80	605	—	—	—	12,144	29,441	102.5
19	2,702	1,190	724	3,237	848	7,410	80	271	631	—	—	—	12,011	29,104	98.9
20	2,601	1,122	696	3,084	663	5,513	125	350	671	76	—	—	12,771	27,672	95.1
21	2,537	1,119	665	2,807	38	809	153	481	719	66	11	—	17,029	26,434	95.5
22	2,576	1,081	688	2,777	46	780	180	528	648	64	11	5	16,504	25,888	97.9

産業廃棄物の処理処分状況
(平成21年度)



目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
市民 1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量	ごみ総排出量から求めた市民 1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量	市民意識の啓発に努め、毎年前年度比で0.5%の減量を目指す。(最終年度は22年度比で3%程度の減少を目指す。)	1,073 g (22年度)	1,040g
一般廃棄物のリサイクル率	ごみ排出量に占める資源物(空き缶、空き瓶、古紙など)の割合	可燃ごみ・不燃ごみに含まれる資源物の分別を徹底し、年0.4%程度の向上を目指す。	24.6% (22年度)	27%
産業廃棄物減量化・循環利用率	産業廃棄物発生量に占める中間処理等により減量化された量	廃棄物の循環的利用、適正処理を推進し、富山県の「とやま廃棄物プラン」で定める数値を目指す。	96.1% (21年度)	96.2%

施策の方向

①ごみの減量とリサイクルの推進

ごみの発生を抑制する生活様式の定着に向けた意識啓発に努めます。

また、ごみの排出段階における分別の徹底を図るとともに、排出されたごみを可能な限りリサイクルするシステムづくりに努め、「脱埋立て」を目指します。

さらに、効率的な廃棄物収集体制を確立するため、ごみ中継基地の縮小・廃止の時期を含めて検討するとともに、最終処分場の跡地の活用について検討します。

②再生資源の利用促進

再生品の利用や不用品の再活用についての啓発を推進します。

③廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の排出事業者には、廃棄物の適正な分別、保管、運搬、処分等の徹底を指導します。

また、廃棄物の不法投棄防止の広報活動や監視活動を強化します。

④エコタウンの充実

立地事業所が必要とする廃棄物の確保、リサイクル製品の販売促進を支援することで産業振興を図るとともに、エコタウン内での資源循環を推進することで更なるゼロエミッション化を目指します。

また、エコタウンが周辺地域の活性化に貢献できるような環境づくりに努めます。



市民に期待する役割

- * 廃棄物を適正に処理するとともに、不法投棄や不適正処理を発見した場合は市に通報する。
- * 分別排出を徹底する。
- * 生ごみリサイクル事業及び可燃ごみ固形燃料化事業（古布リサイクル事業）に協力する。
- * 古紙などの資源の集団回収に協力する。
- * 資源物ステーションを活用する。

総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
ごみ減量化・資源化推進事業	生ごみリサイクル事業 可燃ごみリサイクル事業 古布リユース・リサイクル事業 小型廃家電リサイクルモデル事業の実施	事業の継続実施
エコタウン推進事業	エコタウン学園の実施等	資源有効利用計画の検討・策定、具体化の協議



まちづくりの目標	Ⅱ	すべてにやさしい安全なまち
政 策	3	地球にやさしい環境づくり
施 策	(2)	エネルギーの有効活用

現状と課題

人々の暮らしや社会に必要なエネルギーの大部分は、石油をはじめとする有限な化石燃料に依存していることから、その消費を抑制することが必要となっています。

一方、エネルギー消費に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの影響により、地球温暖化という地球規模の問題が発生しています。

このような状況の中、資源の枯渇と地球温暖化を克服し、持続可能な社会を目指し、将来世代にも恵み豊かな環境を引き継いでいくことが私たちの重要な責務となっています。

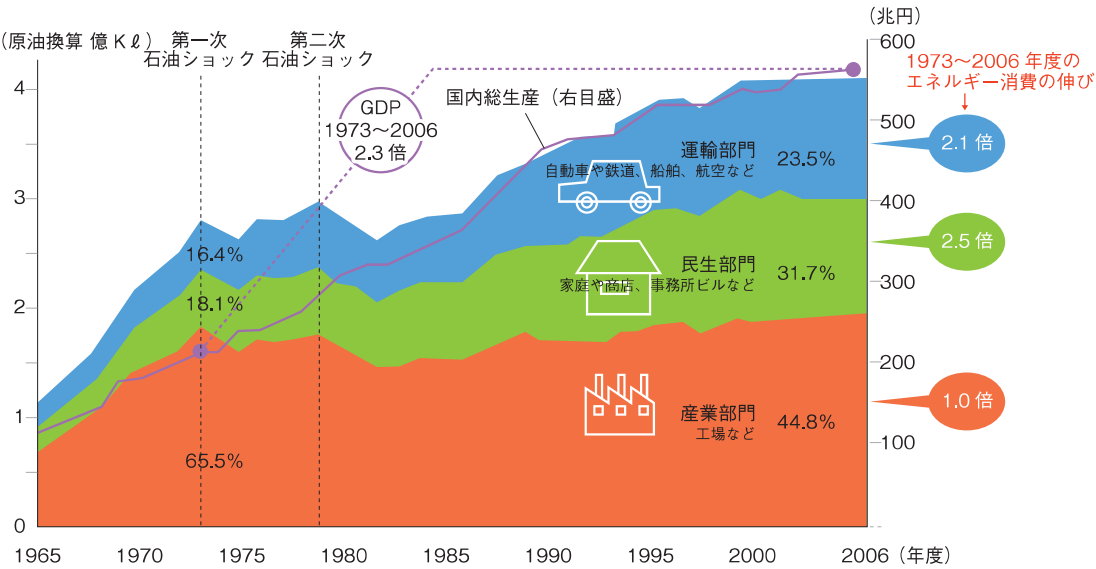
さらに、地球温暖化への対応はもとより、東日本大震災を教訓に、再生可能エネルギーを中心とした安心・安全なエネルギーへの転換が急務となっています。また、エネルギー消費を抑える省エネルギーへの取り組みがこれまで以上に重要となっています。

このことから、本市では、「富山市環境モデル都市行動計画」を推進し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割

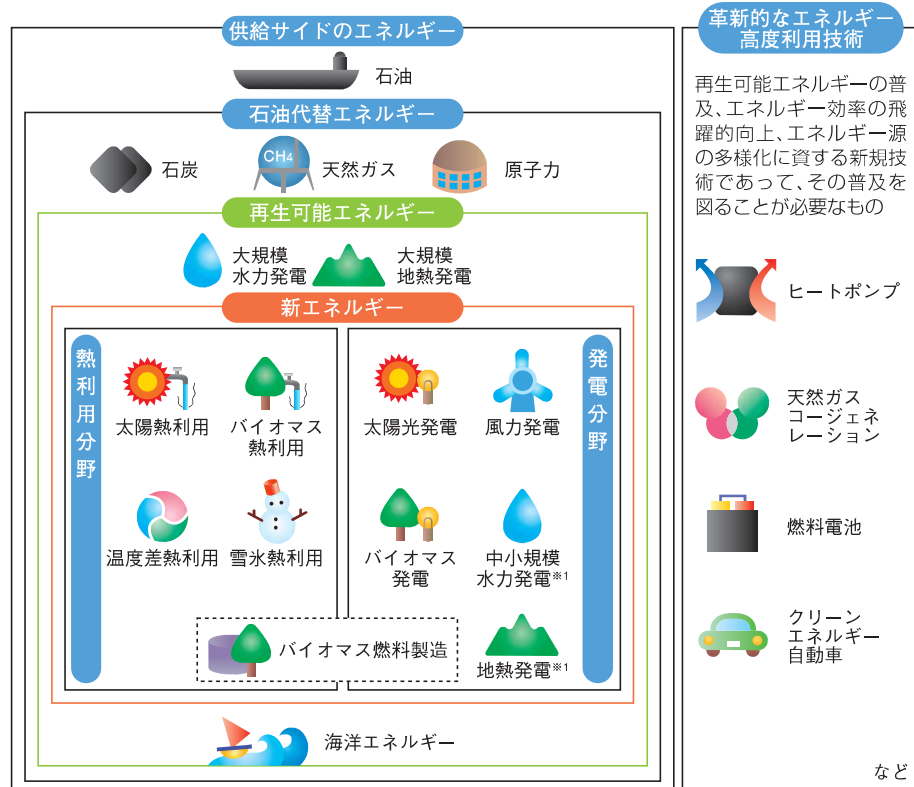
を果たし、連携を図りながら、環境負荷が小さい豊かな低炭素社会の実現を目指すとともに、環境未来都市として、地理的特性を活かした再生可能エネルギーの導入等、先進的かつ独自性のある事業に取り組み、国内外のモデルとなる環境にも高齢者にもやさしい持続可能な都市を目指します。



日本の最終エネルギー消費とGDPの推移



(注1) GDPは1980年度までは旧SNA1990年基準、1980～1993年度までは新SNA1995年基準、1994年度以降は連鎖方式SNA。
(注2) 原油換算とは、石炭や天然ガスなどの異なるエネルギー源を原油の量に置き換えた場合の量。
出典：資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」、内閣府「国民経済計算年報」、
(財)日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」
出所：資源エネルギー庁「日本のエネルギー2009」より作成



※1:新エネに属する地熱発電はバイナリ方式のもの、水力発電は未利用水力を利用する1,000kW以下のものに限る。

出典：(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構「新エネルギーガイドブック2008」

後期基本計画(各論)

Ⅱ すべてにやさしい安全なまち

目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
温室効果ガス排出量の削減割合	平成17年度を基準とした温室効果ガス排出量の削減割合	富山市環境モデル都市行動計画に基づき、地球温暖化対策を進め、温室効果ガス排出量を2030年に対2005年比30%減を目指す。	— (17年度)	13.3% 削減
住宅用太陽光発電システム設置補助件数	住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助の年間件数	住宅用太陽光発電システムの普及を図るため、支援を継続し、年平均5%以上の増加を目指す。	356件 (22年度)	500件
省エネ設備設置補助件数	省エネ設備の設置に対する補助の年間件数	省エネ設備等の普及を図るため、平成22年度実績の2倍の増加を目指す。	25件 (22年度)	50件

施策の方向

① バイオマスエネルギーの活用

間伐材や廃食用油などを活用した既存のバイオマスエネルギーの普及に努めるとともに、新たに海洋バイオマスなどを活用したエネルギーの導入について検討します。

② 太陽光発電の導入促進

住宅用太陽光発電システム設置者に助成を行うなど、

クリーンな新エネルギーを利用する太陽光発電の普及拡大に努めます。

③ 小水力発電の普及促進

本市が有する豊かな水資源を活用するため、市民に身近な農業用水等を活用した小水力発電の普及に努めます。

④省エネ設備の導入促進

家庭などでの省エネ化を推進するため、今後普及が望まれる先進的な設備に対し、助成を行います。

⑤次世代自動車の普及促進

本市の著しく高い運輸部門での温室効果ガス排出量の解消を図るため、環境性能に優れた電気自動車などの普及促進に努めます。

⑥省エネルギー対策の推進

新エネルギーや省エネルギー設備の公共施設への導入

を積極的に推進するとともに、エネルギー全体の消費を抑えるため、効率的なエネルギーの利用や省エネルギーの啓発に努めます。

⑦未利用エネルギー等の活用

今まで利用していなかった工場の排熱、下水、ごみ・汚泥の焼却、地熱、風力などのエネルギーの導入について検討します。

市民に期待する役割

- * 太陽光発電・太陽熱・地中熱利用システムなどの新エネルギー設備を設置する。
- * エコウィルやエネファームなどの省エネルギー機器を設置する。
- * バイオマス資源の有効活用のため、ペレットストーブ

- の設置や廃食用油の回収に協力する。
- * 公共交通の利用や低公害車の利用など、交通行動を転換する。
- * 節電や節水など、暮らし方を転換し、省エネルギー型のエコライフに努める。

総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
森林バイオマス活用事業	ペレットボイラー 1 台導入	ペレットボイラー 2 台導入（累計 3 台）
太陽光発電システム導入補助事業	設置補助の実施	住宅用太陽光発電システム設置補助の実施
小水力発電普及促進事業	常西合口用水に小水力発電所 2 箇所整備	導入可能性調査
省エネ設備等導入補助事業	設備等導入補助の実施	省エネ設備等への導入補助の実施
電気自動車充電設備設置事業	急速充電設備 1 箇所設置	急速充電設備 2 箇所設置（累計 3 箇所）
未利用エネルギー等導入検討事業		導入可能性調査



まちづくりの目標	Ⅱ	すべてにやさしい安全なまち
政 策	3	地球にやさしい環境づくり
施 策	(3)	市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み

現状と課題

出前講座や3R推進スクールの開催により、ごみの減量や資源化などについての意識の高揚を図っており、また、事業所に対しては、事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書の提出を求め、ごみの減量や資源化を促進することにより、市民・事業者がそれぞれの立場において環境負荷低減に向けた取り組みを実践しています。

環境活動については、川、山、海をきれいにする日を決め、市民や事業者、行政が一体となった活動を展開していますが、今後も、環境美化に関する意識の啓発や環境活動の実践機会の拡充により、参加者の増加を図り、より一層連携を深める必要があります。

また、すべての人々が安心して暮らせる未来を実現するために、家庭や学校、地域、事業所など様々な場で、



環境教育の充実を図り、環境活動を担う人づくりに努めます。

目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
エコタウン交流推進センター利用者数	エコタウン交流推進センター見学者、貸館による利用者、エコタウン学園参加者、企業見学ツアー参加者の合計	環境学習の機会の充実を図り、約1割の増加を目指す。	8,921人 (22年度)	10,000人

施策の方向

①環境負荷低減への取り組みの支援・拡充

地域やPTAなどが自主的に実施する資源の集団回収やボランティア団体が実施する用品交換事業（リユース活動）などを支援します。

また、事業所に対しては、更なる減量化及び資源化を推進するため、減量計画書の点検や戸別訪問による指導・助言を積極的に行います。

なお、美化活動については、ふるさと富山美化大作戦を継続実施するとともに、川、山、海をきれいにする日の実施箇所の拡大を図ります。

さらに、環境貢献活動に応じて付与するエコポイントなどの制度や金利を上乗せする定期預金等の取り組みを実施する事業者と連携を図り、環境保全意識の醸成に努

めます。

②環境負荷低減に関する情報の提供

環境負荷低減の重要性や実際の活動例などの情報を提供し、市民や事業者の環境に対する意識の高揚を図ります。

③環境教育の推進

「チームとやまし」における緑のカーテン事業などの意識啓発事業に加え、小水力発電所や富山太陽光発電所、木質ペレット製造施設などの新エネルギー施設と環境にやさしい公共交通であるLRTやアヴィレ、BDFバス、電気バス、また、資源循環拠点施設であるエコタウン産業団地を組み合わせたエコツアーの開催など、環境教育の充実に努めます。

また、クリーンセンターやリサイクルセンターなどの環境センター関連施設の見学の充実を図り、廃棄物に関する環境情報の提供に努めます。

さらに、幼稚園や小学校の児童を対象とした3 R推進スクールを実施し、幼少期・少年期からごみの減量や資源化への関心を高めるとともに、企業に出向き、社員向け研修としての出前講座を開催します。



市民に期待する役割

- * エコツアーや環境に関する出前講座などに積極的に参加するとともに、エコライフスタイルへの転換を図る。
- * 環境保全活動やリサイクル活動に積極的に参加する。
- * 「3 R」を積極的に推進し、ごみの減量や資源化に努める。
- * 環境美化活動に積極的に参加する。
- * 「チームとやまし」に参加する。

総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
（仮称）3 R活動団体支援事業		PRの実施、補助の実施
ごみ減量化・資源化推進事業（3 R推進スクール）	幼稚園2校・小学校15校で実施	幼稚園10校・小学校25校で実施



まちづくりの目標	Ⅱ	すべてにやさしい安全なまち
政 策	4	暮らしの安全を守る森づくり
施 策	(1)	森林機能の再生・強化

現状と課題

本市では、市域の約7割を森林が占めており、これら森林が有する災害の防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸収などの公益的機能を将来に維持していくことが重要となっています。

しかし、過疎化・高齢化の進展に伴う森林管理の担い手の減少などから、手入れが必要な人工林や里山林が放置され、森林機能の低下が懸念されています。

このため、林業生産・経営基盤の強化や、多様な主体が森づくりに取り組める環境づくりが必要となっています。

また、呉羽丘陵では、全体の4分の1を占める竹林の管理が行き届かず、丘陵地の荒廃が懸念されています。

今後は、森林の公益的機能の重要性についての意識啓



発を図り、森林を市民共通の財産として守り育てていく必要があります。

所有形態別森林面積

民有林					国有林			その他	合 計
公有林	森林総研有林	公社所有林	私有林	計	林野庁所管	他省庁所管	計		
13,436	4,116	3,377	36,800	57,729	28,045	187	28,232	1	85,962

林種別面積（民有林）

人工林			天然林			その他 (竹林等)	合 計			
針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計		針葉樹	広葉樹	その他	合計
13,585	47	13,632	1,700	34,845	36,544	7,553	15,285	34,891	7,553	57,729

※資料：平成23年4月 富山県森林・林業統計書

目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値(年度等)	28年度目標数値
森林整備面積	人工林及び里山林の整備面積 (市民等による里山整備面積を除く)	人工林の間伐等を図ることにより、約1割増を目指す。	220ha (22年度)	250ha
森林ボランティア団体数	とやまの森づくりサポートセンターへの登録数	市民・企業によるボランティア団体の増加を目指す。	47団体 (22年度)	70団体
地域材使用量 (再掲Ⅳ- 4-(2))	市内産材が住宅建材やチップ・ペレット等に活用された量	地域材の活用促進に努め、毎年500㎡の使用量の増加を目指す。	8,500㎡ (22年度)	11,000㎡

施策の方向

①計画的な森林の整備

山間部の森林地帯は、長期的な展望のもと森林境界の明確化等に努めながら、計画的な森林整備を図ります。

また、森づくりを担う人材の育成・確保に努め、里山の整備や森林資源の活用による森林の循環再生への取り組みを促進します。

呉羽丘陵の竹林については、除間伐活動を継続的に実施し、丘陵地の自然環境を良好に保つよう努めます。

②森林機能の重要性の啓発

体験活動やレクリエーションを通じて森林の公益的機能を学べる環境づくりに努めるとともに、森と里山をテーマとしたフォトコンテスト等の開催や地域材の活用促進を図るなど、森づくりへの関心を高めながら、森林機能の重要性を啓発する取り組みを推進します。

③森林ボランティアとの連携

市民参加型のボランティア組織「NPO法人きんたろう倶楽部」など、多様な森林ボランティア組織と連携を図り、さまざまな主体が一体となって豊かな森づくりに取り組めるような仕組みづくりに努めます。



市民に期待する役割

- * 市民一人ひとりが森林の公益的機能の重要性について理解する。
- * 森林の有する価値を認識し森林の整備・保全に努める。
- * 森づくりに関するボランティア活動に参加する。

総合計画事業概要

事業名	平成23年度末現況	事業の概要（24～28年度）
森林整備事業	森林整備面積207ha／年間	森林整備面積250ha／年間
とやま森の四季彩フォト大賞開催事業	第2回から第5回まで4回開催	3年に1回のトリエンナーレ方式での開催
地域材活用促進事業	地域材使用住宅への補助の実施71件 市内産材活用PR活動補助6件 代替エネルギー用材搬出促進補助	市内産材活用PR活動補助6件／年 代替エネルギー用材搬出促進補助
森のちから再生事業	とやまの森づくりサポートセンターへの登録数47団体 市民参加による里山林整備累計面積47ha	とやまの森づくりサポートセンターへの登録数20団体（累計70団体） 市民参加による里山林整備累計面積98ha



まちづくりの目標	Ⅱ	すべてにやさしい安全なまち
政 策	4	暮らしの安全を守る森づくり
施 策	(2)	生態系の保護・回復

■現状と課題

森林は、生物の生態系や生物種の多様性などを保全する機能を有していますが、近年は、手入れが行き届かない里山林が増えていることなどから、里山での熊や猿、猪等による農作物被害の拡大とともに、人里での人身被害の多発が懸念されています。

このため、野生生物の生息域を考慮した森林整備や人と自然をつなぐ豊かな里山の保全が求められています。

また、外来種のペットの飼育放棄などから、外来生物の生息域の拡大による在来種の生息域の圧迫が懸念されています。

■施策の方向

①生態系に配慮した取り組みの推進

森林整備にあたっては、果実をつける広葉樹の植林などによる野生生物の生息域の保全・回復に努めるとともに、林業基盤である林道や作業道の開設、改良にあたっては、生態系に配慮した整備に努めます。

また、在来種の生態系を保護するため、外来動植物の飼育責任の重要性について意識啓発に努めます。

②野生生物に関する知識の普及

さまざまな動植物の生息に関する情報の提供などによ

り、生態系の保護や回復に向けた意識啓発を図ります。

③人身被害の防止

有害鳥獣による農作物被害や熊などによる人身被害を防止するため、地域住民との協働による環境整備や猟友会等の巡回パトロールの協力体制の充実を図り、パトロールの強化に努めるとともに、必要に応じて捕獲・駆除するなどの対策をとります。

■市民に期待する役割

*豊かな自然環境は、野生生物の生息域でもあることを十分認識したうえで自然にふれる。

*ペット飼育者は、飼育者としての責任を認識し、飼育マナーを遵守する。

